

事業報告書			
医療法人整理番号		A66	
報告期間	自	令和5年4月1日	
	至	令和6年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人慈心会	
	分類①	社団 (出資持分あり)	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	三重県	
	市区町村	北牟婁郡紀北町	
	町名・番地	上里 2 2 5 番地 8	
	建物名		
(3)	設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 平成8年7月22日	
(4)	設立登記年月日	平成8年7月23日	
(5)	理事長の氏名	帆刈	
	姓	睦男	
	名	6	
	役員及び評議員の人数	理事長を含む人数を記載すること。	
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら	
(1-2)	本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債		
(7)	当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設		
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9)	その他	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

書業報告

[illegible]

書報業事

[illegible]

(注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は償還証書の写しの添付に代えても差し支えない。

[illegible]

様式 2

法人名 医療法人 慈心会
所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里 2 2 5 番地 8

※医療法人整理番号 A66

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	1,206,524 千円
2. 負 債 額	840,153 千円
3. 純 資 産 額	366,370 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	620,619
B 固 定 資 産	585,904
C 資 産 合 計 (A + B)	1,206,523
D 負 債 合 計	840,153
E 純 資 産 (C - D)	366,370

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 慈心会
 所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里 2 2 5 番地 8

※医療法人整理番号 A66

貸借対照表
 令和6年3月31日 現在

(単位: 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	620,620	I 流動負債	95,612
現金及び預金	92,796	支払手形	
事業未収金	214,773	買掛金	8,252
有価証券	10	短期借入金	32,631
たな卸資産	5,912	未払金	38,427
前渡金		未払費用	
前払費用		未払法人税等	205
その他の流動資産	307,129	未払消費税等	1,710
		前受金	
		預り金	14,387
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	585,904		
1 有形固定資産	572,062	II 固定負債	744,541
建物	463,882	医療機関債	
構築物		長期借入金	744,541
医療用器械備品	16,789	繰延税金負債	
その他の器械備品		その他引当金	
車両及び船舶	2	その他の固定負債	
土地	74,265		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	17,124		
2 無形固定資産	382	負債合計	840,153
借地権			
ソフトウェア		純資産の部	
その他の無形固定資産	382	科目	金額
3 その他の資産	13,460	I 基金	
有価証券		出資金	97,000
長期貸付金		II 積立金	
保有医療機関債		代替基金	
その他長期貸付金		繰越利益積立金	269,371
役職員等長期貸付金		その他積立金	
長期前払費用			
繰延税金資産		III 評価・換算差額等	
その他の固定資産	13,460	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
資産合計	1,206,524	純資産合計	366,371
		負債・純資産合計	1,206,524

- (注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。
 2. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、原則リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名	医療法人 慈心会	※医療法人整理番号	A66
所在地	三重県北牟婁郡紀北町上里225番地8		

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

法人名 医療法人 慈心会
所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里225番地8

医療法人整理番号 A66

損 益 計 算 書
自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			1,340,729
2 事業費用			
(1) 事業費	1,503,148		
(2) 本部費			1,503,148
本来業務事業損失			162,419
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業損失			162,419
II 事業外収益			
受取利息	8		
その他の事業外収益	63,928		63,936
III 事業外費用			
支払利息	10,743		
その他の事業外費用			10,743
経常損失			109,226
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
V 特別損失			
固定資産売却損	800		800
その他の特別損失			
税引前当期純損失			110,026
法人税・住民税及び事業税	205		
法人税等調整額			205
当期純損失			110,231

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人慈心会

理事長 帆刈 陸男 殿

私（注１）は、医療法人慈心会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 6 月 15 日

医療法人慈心会

監事 松山 治幸

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。